

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和8年4月1日

労働局長が支部長に改正安衛法などの周知を要請

3月23日(月)、松瀬貴裕宮城労働局長、川越俊治労働基準部長、二木多賀子健康安全課長が宮城県建設産業会館を訪れ、千葉支部長に対し、4月から施行・適用予定の改正労働安全衛生関係法令などの周知について要請を行いました。

松瀬局長からは、「①新たに個人事業者等が対象となる元方事業者等の措置対象の拡大等」「②『高年齢者の労働災害防止のための指針』(2/10付け)について、安全衛生管理体制の確立等、職場環境の改善、健康や体力の状況把握とこれに応じた対応、安全衛生教育に留意した積極的な取組」「③『治療と就業の両立支援指針』(2/10付け)について、事業主の方針表明、研修等を通じた意識啓発、相談窓口の明確化・社内体制・制度等環境整備」「④化学物質に係る情報提供について、化学成分が営業秘密に該当する場合の代替化学名による通知」に関して、会員事業場への周知等の要請がありました。

千葉支部長からは、要請に呼応する形で「県内の建設業に周知を図ってまいりたい」旨の回答がありました。

要請文及び関係資料はホームページ又はQRコードから。



熱中症予防対策のアンケート結果を公表！！

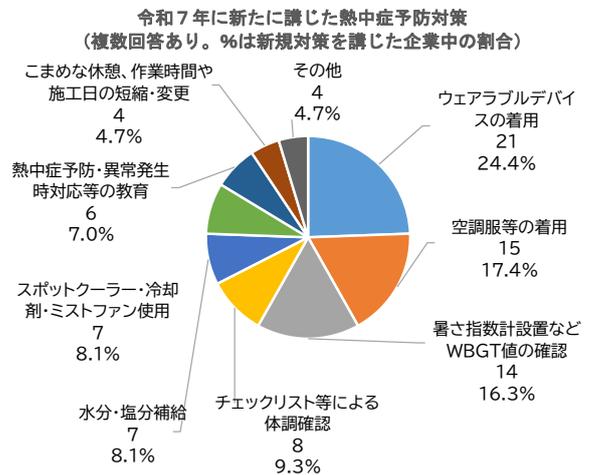
3月3日(火)、当支部では、昨年11月に会員あて実施した「令和7年の熱中症予防対策に関するアンケート」の結果を公表しました(回答は125社)。

回答からは、全企業が何らかの対策を講じており、特に、ウェアラブルデバイスや空調服などの着用、暑さ指数計設置などWBGT値確認を新たに実施した企業は40.0%と、多くの企業で最新技術による機器や装備を導入していることがうかがえます。

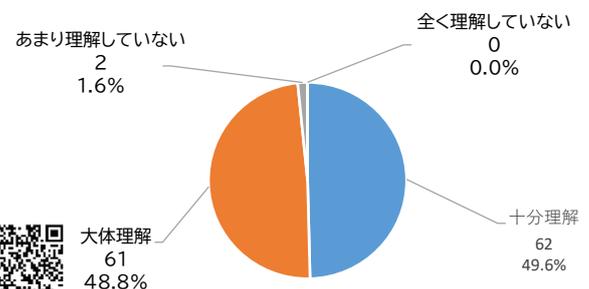
昨年6月に強化された熱中症予防対策(熱中症発生時の連絡体制・搬送先・重篤化防止のための手順など)については、「十分理解している」と「大体理解している」を合わせると、98.4%が理解していると回答しており、改正労働安全衛生規則の理解が浸透していることがうかがわれます。

一方で、対策に要する経費は前年比で2倍以上となった企業が40.8%など、70%近くの企業がコストアップしたと回答しており、安全対策経費の一層の充実が望まれるところです。

詳しくは、ホームページ又はQRコードから。



令和7年に強化された熱中症対策(熱中症発生時の連絡体制、搬送先、重篤化防止のための手順等の周知)の理解の程度



「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」スタート～ガイドラインも新設されました～

昨年、全国での職場での熱中症は、休業4日以上が1,681人、うち死亡が15人にも及んでいます。建設業の割合は休業で16.5%、死亡で33.3%となっており、全業種の中でも特に建設業では対策の実施が強力に求められています。

今年も「令和8年『STOP！クールワークキャンペーン』」が、4月を準備期間、5月～9月を重点取組期間として展開されます。

また、昨年の熱中症予防対策の強化に加え、3月には、新たに「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が厚生労働省から示されました。

このガイドラインは、熱中症のおそれのあるすべての作業を対象とし、また、個人事業者等にも同様の対策の検討・実施が望ましいとしています。

具体的な取組のフローは、おおよそ次のとおりです。

- 1 熱中症リスクの評価：①要因の特定 ⇒ ②WBGT値の把握 ⇒ ③熱中症リスクの評価・検討
- 2 熱中症リスクに応じた措置：①管理体制の確立 ⇒ ②作業環境管理・
③作業管理・④健康管理・⑤労働衛生教育（⇒ ⑥異常時の措置）

詳しくは、ホームページ又はQRコードからご覧ください。



新年度の講習・教育等を開始！～酸欠・硫化水素危険作業主任者、同特別教育を新規開講～

4月6日の「建設業における化学物質管理者教育」を皮切りに、令和8年度の技能講習・教育等を開始します。令和8年度は、受講希望の多い「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」の開催回数を増やしたほか、新たに、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」、「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」を開始します。

自社の施工内容に関連する資格を取得する、能力を習得する（能力向上教育、再教育を含む。）ことは、安全・安心な施工を確保する上で必要不可欠であるとともに、社員のモチベーションアップ、そして、魅力ある企業として社会から選ばれるためにもきわめて重要な取組です。

早い段階から計画的に講習・教育などの受講を行うことをお勧めします。

講習会の予定確認・お申込はホームページ又はQRコードからご覧ください。



上記以外の新たな通達のご紹介～①建築物の鉄骨組立て関係、②化学物質関係、③ガス管損傷・CO中毒関係～

上記各記事でご紹介した通達以外に、厚生労働省から新たな通達等が3件出ています。

内容は、「①令和5年2月に発生した鉄骨の組立作業中に架設構造物が崩壊した労働災害に関連した作業上の留意事項」、「②化学物質を譲渡する際に通知すべき成分の構造等の情報を一部省略又は置き換えた化学名等の適用範囲など」、「③地山の掘削作業時のガス管損傷及び外壁塗装など排気筒の養生を行っての作業時等の一酸化炭素中毒の防止」です。

詳しくは、次の当支部ホームページ又は下記QRコードからご確認ください。



建築物の鉄骨組立て関係



化学物質関係



ガス管損傷・CO中毒関係

講習予定など建災防
情報はこちらから



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 FAX022-265-5604